

個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。
令和四年十二月二十七日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十七号

個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。次条及び第四条において「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。第三条及び第四条において「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年秋田県条例第四十九号。次条及び第四条において「条例」という。）及び秋田県個人情報保護審査会条例（令和四年秋田県条例第五十号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(費用の納付)

第二条 条例第五条に規定する費用は、法第八十七条第一項の規定による保有個人情報記録されている文書又は図画の写しの交付にあつては当該交付を受けるとき、同項の規定による保有個人情報記録されている電磁的記録についての知事が定める開示の方法にあつては当該開示を受けるときに納めるものとする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第三条 令第二十八条第四項後段の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

(補則)

第四条 法、令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例及びこの規則に定めるもののほか、法、令、個人情報の保護に関する法律施行規則、条例、秋田県個人情報保護審査会条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(秋田県個人情報保護審査会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 秋田県個人情報保護審査会規則（平成十二年秋田県規則第百十三号）
- 二 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十三年秋田県規則第三号）
- 三 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十三年秋田県規則第四号）